

(別紙1) 番号法第9条2項に基づく番号利用条例に定める事務

移転先 No.	移転先	移転先における主な用途
1	生活福祉課	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2	国民健康保険課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	障がい者支援課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	住宅政策課	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの